平成２８年（フ）第５２号
横浜市神奈川区松見町３丁目909番地の２
永島荘21
債務者　池田　朱美（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１６３７号
福岡市中央区清川１丁目11番５―702号
破産者　黒河ひとみ
1　破産債権の届出期間　平成28年３月１日まで
2　一般調査期日　平成28年３月10日午前11時30分
平成28年２月12日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２７年（フ）第１２８６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿1269番地３　サクシード酒殿107号、住民票上の住所福岡県朝倉郡筑前町朝日963番地２　２―704
破産者　荒川健一郎
1　破産債権の届出期間　平成28年３月４日まで
2　一般調査期日　平成28年３月18日午後２時
平成28年２月９日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２７年（フ）第１７９号
長野県松本市鎌田１丁目２番２号　鎌田マンション301号
破産者　植原　　隆
1　破産債権の届出期間　平成28年３月８日まで
2　一般調査期日　平成28年５月13日午前10時
平成28年２月８日　長野地方裁判所松本支部
平成２７年（フ）第１７２７号
福岡市博多区千代３丁目45番１―718号
破産者　永山　秋和
1　破産債権の届出期間　平成28年３月11日まで
2　一般調査期日　平成28年４月12日午前10時30分
平成28年２月12日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２７年（フ）第５号
山梨県甲斐市中下条413番地23
破産者　平野　正幸
1　破産債権の届出期間　平成28年３月14日まで
2　一般調査期日　平成28年５月27日午前10時30分
平成28年２月12日
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２７年（フ）第５７号
山梨県南アルプス市鮎沢473番地北村住宅１―６、開始決定時の住所山梨県南アルプス市山寺888番地１
破産者　小俣　博彦
1　破産債権の届出期間　平成28年３月14日まで
2　一般調査期日　平成28年３月28日午後３時
平成28年２月12日
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２７年（フ）第１９２号
熊本市東区西原２丁目11番27号　クリオコート62　202
破産者　福嶋　孝康
1　破産債権の届出期間　平成28年３月15日まで
2　一般調査期日　平成28年４月27日午前10時
平成28年２月15日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２７年（フ）第１１７号
三重県鈴鹿市岸岡町2707―91、住民票上の住所三重県鈴鹿市岸岡町1641番地の16
破産者　山崎　　雄
1　破産債権の届出期間　平成28年３月17日まで
2　一般調査期日　平成28年５月13日午前10時30分
平成28年２月15日　　津地方裁判所破産係
平成２７年（フ）第２６７号
宮城県黒川郡大衡村大瓜字中山91番地10
破産者　堀井　義男
1　破産債権の届出期間　平成28年３月18日まで
2　一般調査期日　平成28年５月18日午後１時30分
平成28年２月15日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１００３号
広島県廿日市市四季が丘６丁目15番
清算株式会社　株式会社スーパーふじおか
代表清算人　藤岡　芳郎
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第７号
さいたま市桜区大字五関820番地４
清算株式会社　株式会社明星精工
代表清算人　黒田　　浩
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２７年（ヒ）第２０７０号
東京都千代田区鍛冶町２丁目７番12号
清算株式会社　株式会社ホワイト企画
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２８年（再）第３号
愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪１番地98
再生債務者　藤信興産株式会社
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月16日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年４月６日から平成28年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２７年（再）第１号
岐阜県多治見市平和町１丁目52番地
再生債務者　株式会社紀藤
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　岐阜市端詰町56番地　ＪＡぎふビル別館３階　廣瀬小島法律事務所　弁護士　小島　浩一
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成28年２月12日　　岐阜地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１号
秋田県潟上市昭和豊川竜毛字開沢29番地２
再生債務者　竹内　芳則
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月４日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月18日から平成28年３月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成２７年（再イ）第７２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2634番地の16
再生債務者　佐々木直人
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月４日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月18日から平成28年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
平成２８年（再イ）第４３号
東京都葛飾区水元３―22―15
再生債務者　遠藤　博文
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月８日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月22日から平成28年４月12日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（再イ）第１０号
神戸市北区泉台３丁目39番地の５　501号
再生債務者　北元千代子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月８日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月15日から平成28年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係